

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和 3 年 12 月 27 日

都道府県労働局長 殿



(ふりがな)

一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人 たすけあいゆい

(ふりがな)

(法人の場合) 代表者の氏名 理事長 濱田 静江

主たる事業

住所 所〒232-0041 横浜市南区睦町 1-31-1
電話番号 045-730-4780

一般事業主行動計画を(策定・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数
 　　男性労働者の数 203人 (うち有期契約労働者 132人)
 　　女性労働者の数 35人
 　　168人

2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日 平成・令和 3年 12月 23日

3. 変更した場合の変更内容

- ① 一般事業主行動計画の計画期間
- ② 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
- ③ その他

4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・令和 4年 1月 1日 ~ 平成・令和 8年 12月 31日

5. 規定整備の状況

- ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有・無)
- ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有・無)

6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成・令和 3年 12月 28日

7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法

- ① インターネットの利用 (両立支援のひろば・自社のホームページ・その他
 ())
- ② その他の公表方法
 ())

8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法

- ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
- ② 書面の交付
- ③ 電子メールの送信
- ④ その他の周知方法
 ())

9. 次世代育成支援対策の内容 (第二面・第三面に記載すること)

10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定 (くるみん認定) の申請をする予定
 　　(有・無 未定)

11. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定 (プラチナくるみん認定) の申請をする予定
 　　(有・無 未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	法人事務局
(ふりがな) 担当者の氏名	ほしざき やすこ 星崎 靖子

	その他	(概要を記載すること)
(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
	イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
	ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
	エ	テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入
	オ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
	その他	(概要を記載すること)
2 関する事項 1以外の次世代育成支援対策に	(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
	(2)	地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うN P O等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
	(3)	子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施
	(4)	労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
	(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
	その他	(概要を記載すること)

社会福祉法人たすけあいゆい行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠後から育休復帰後の職員の健康の確保について、既存の制度の見直しを図る。

【対策】

令和4年2月1日から同年3月末 職員へのアンケート実施

令和4年4月3日から検討開始

令和5年度 職員広報への掲載、パンフレットを改定し対象職員の健康を確保
管理職研修の実施

目標2：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し
有期契約労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。

【対策】

令和4年4月3日から対象職員へのアンケート実施

令和5年度 パンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研
修の実施

令和6年度以降 パンフレットの見直しを隨時実施

目標3：育児休業の取得者や子育て中の職員のキャリア形成を支援するため
カウンセリングが受けられる体制を整える。

【対策】

令和4年4月から 育児休業取得者、子育て中の職員にアンケートを実施

令和4年5月から同年10月カウンセリング機関などの検討開始、選定

令和4年11月からカウンセリング機関の周知、運用開始